

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年七月九日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第三十八号

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則（昭和六十一年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定民間再開発事業認定の申請手続）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一一四（略）</p> <p>五 特定民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は同法第六条の二第一項の規定による確認済証（同法第十八条第三項又は第四項の規定による確認済証を含む。）の写し</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、同項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し</p> <p>九（略）</p> <p>（地区外転出事情認定の基準）</p> <p>第五条 知事は、第三条の規定による地区外転出事情認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地区外転出事情が法第三十七条の五第六項並びにこれらの規定に基づく政令及び省令に規定する特別な事情の要件に適合しており、かつ、その申請の手続がこの規則</p>	<p>（特定民間再開発事業認定の申請手続）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一一四（略）</p> <p>五 特定民間再開発事業に係る中高層の耐火建築物についての建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は同法第六条の二第一項の規定による確認済証（同法第十八条第三項の規定による確認済証を含む。）の写し</p> <p>六・七（略）</p> <p>八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、同項第二号に掲げる防災街区整備地区計画又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し</p> <p>九（略）</p> <p>（地区外転出事情認定の基準）</p> <p>第五条 知事は、第三条第一項の規定による地区外転出事情認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地区外転出事情が法第三十七条の五第五項並びにこれらの規定に基づく政令及び省令に規定する特別な事情の要件に適合しており、かつ、その申請の手続がこ</p>

に違反していないと認めるときは、認定をするものとする。

の規則に違反していないと認めるときは、認定をするものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

特定民間再開発事業認定申請書

(略)	
施行地区	1 所在地 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 二号地区・認定中心市街地内の二項地区・高度利用地区・地区計画の区域・防災街区整備計画の区域・沿道地区計画の区域 </div>
	2 (略)
(略)	

注 1—3 (略)

4 「施行地区」の欄中「所在地」については施行地区が二号地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）若しくは認定中心市街地内の二項地区（中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域のうち都市再開発法第2条の3第2項に規定する地区として定められた地区）、高度利用地区又は地区計画、防災街区整備地区計画若しくは沿道地区計画の区域のいずれに存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

5—7 (略)

8 「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内に計画されている都市計画施設又は地区施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第25条の4第2項第3号に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める施設）の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。

9—11 (略)

改正前

別記様式第1号（第2条関係）

特定民間再開発事業認定申請書

(略)	
施行地区	1 所在地 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 二号地区・特定中心市街地内の二項地区・高度利用地区・地区計画の区域・防災街区整備計画の区域・沿道地区計画の区域 </div>
	2 (略)
(略)	

注 1—3 (略)

4 「施行地区」の欄中「所在地」については施行地区が二号地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）若しくは特定中心市街地内の二項地区（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち都市再開発法第2条の3第2項に規定する地区として定められた地区）、高度利用地区又は地区計画、防災街区整備地区計画若しくは沿道地区計画の区域のいずれに存するかに応じ、「面積」については登記又は実測のいずれによるかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

5—7 (略)

8 「都市施設等の用地の状況」の欄には、施行地区内に計画されている都市計画施設又は地区施設（本事業の施行地区が租税特別措置法施行令第25条の4第2項第2号に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める施設）の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。

9—11 (略)

様式第3号 (第6条関係)

特定民間再開発事業認定済証

(略)

1 (略)

2 施行地区の所在地及び面積

- ・所在地
- ・面積 (㎡)

高度利用地区の種類等 ()

- (年 月 日第 号最終変更)
- (年 月 日第 号)
- (年 月 日第 号)
- (年 月 日第 号)

・ 二号地区の名称 ()

- 認定中心市街地内の二項地区の名称 ()
- 地区計画の区域の名称 ()
- 防災街区整備地区計画の区域の名称 ()
- 沿道地区計画の区域の名称 ()

3—5 (略)

注 1 (略)

2 「施行地区の所在地及び面積」の欄については、施行地区について高度利用地区が都市計画において定められている場合にあつては、高度利用地区が告示された告示年月日及び告示番号を記載することとするが、都市計画の変更により告示年月日及び告示番号が更改されている場合にあつては、その全てについて記載すること。また、規制等の違いにより種類(〇〇地区、〇〇一丁目地区等)の別が定められている場合においてはその種類について記載することとする。また、施行地区について二号地区(都市再開

様式第3号 (第6条関係)

特定民間再開発事業認定済証

(略)

1 (略)

2 施行地区の所在地及び面積

- ・所在地
- ・面積 (㎡)

高度利用地区の種類等 ()

- (年 月 日第 号最終変更)
- (年 月 日第 号)
- (年 月 日第 号)
- (年 月 日第 号)

・ 二号地区の名称 ()

- 特定中心市街地内の二項地区の名称 ()
- 地区計画の区域の名称 ()
- 防災街区整備地区計画の区域の名称 ()
- 沿道地区計画の区域の名称 ()

3—5 (略)

注 1 (略)

2 「施行地区の所在地及び面積」の欄については、施行地区について高度利用地区が都市計画において定められている場合にあつては、高度利用地区が告示された告示年月日及び告示番号を記載することとするが、都市計画の変更により告示年月日及び告示番号が更改されている場合にあつては、その全てについて記載すること。また、規制等の違いにより種類(〇〇地区、〇〇一丁目地区等)の別が定められている場合においてはその種類について記載することとする。また、施行地区について二号地区(都市再開

発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区)若しくは認定中心市街地内の二項地区(中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域のうち都市再開発法第2条の3第2項に規定する地区として定められた地区)又は地区計画、防災街区整備地区計画若しくは沿道地区計画の区域が都市計画において定められている場合にあつては、それぞれの名称を記載すること。なお、これらの地区又は区域が都市計画に重複して定められている場合は、必ずその全てについて記載すること。

3・4 (略)

発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区)若しくは特定中心市街地内の二項地区(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち都市再開発法第2条の3第2項に規定する地区として定められた地区)又は地区計画、防災街区整備地区計画若しくは沿道地区計画の区域が都市計画において定められている場合にあつては、それぞれの名称を記載すること。なお、これらの地区又は区域が都市計画に重複して定められている場合は、必ずその全てについて記載すること。

3・4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。